

平成 27 年度使途選択募金実施要項

1. 目的

静岡県共同募金会（以下「本会」という）は、厚生労働省の承認を受けて、使いみちを選べる募金（以下「使途選択募金」という）を実施する。

社会変化に伴い、特に喫緊に解決しなければならない福祉課題の解決に向け、一定の要件を満たす団体（以下「参加団体」という）がテーマを定め活動するに当たり、当該活動に充てる財源として、寄付者の選択により共同募金会を通じて寄付を求めるものである。

2. 参加団体の要件

下記の要件を満たした団体とする。

- (1) 静岡県民を対象に静岡県内を活動区域として活動する非営利の団体とする。
（法人格の有無は問わない。）
- (2) (1)の団体として活動実績が1年以上であること。
- (3) 組織の運営に関する規則（会則、定款等）があり、事業内容、会計情報を公開できること。
- (4) 政治活動、宗教活動を主な目的とした団体でないこと。
- (5) 共同募金運動を通して、当該団体の活動を広く普及できること。

なお、参加団体の決定は、応募のあった団体の運営状況、活動内容、募金活動計画等を勘案し概ね20団体を会長が定める。

3. 対象となる活動分野

具体的な福祉課題を解決するために次の活動を対象分野とする。

- (1) 生活困窮者への支援活動
- (2) 地域から孤立をなくす活動（高齢者や障害者とその家族、子育て中の親、自死家族など）
- (3) 障害者の地域移行を支援する活動
- (4) 自殺予防活動
- (5) 難病患者への支援活動
- (6) 犯罪被害者家族への支援活動
- (7) 健康長寿社会づくりのための活動
- (8) その他福祉課題を解決する活動

4. 対象年度 平成28年度

5. 対象経費

3の活動を行う経費とし、管理運営にかかる経費（人件費を含む）は対象としない。

6. 募金活動

(1) 募金期間

社会福祉法第112条の規定により厚生労働大臣の指定を受けた期間から10月1日から12月31日を除く期間とする。

なお、運動期間は、平成27年9月の厚生労働大臣により正式決定となる。

(2) 寄付依頼活動

①本会

- ア 本会は、参加団体以外の関係団体等への啓発活動に努めるとともに、募金活動情報の収集・提供に努める。
- イ 参加団体の情報は本会ホームページで公表し、参加団体のホームページとリンク啓発に努める。
- ウ 参加団体相互の連携、調整に努める。

②参加団体

- ア 参加団体は当該団体の活動に対する募金活動を主体的かつ積極的に行う。
- イ 当該団体は募金活動計画を定め、それに基づき本会から提供する資材（振込用紙付チラシ等）により実施する。

③寄付を依頼する対象

6(2)②による参加団体の募金活動計画による。但し、直接的な依頼を行うものとし、不特定多数へのダイレクトメール等による方法は認めない。

(3) 募金に係る経費

- ①本会は、振込用紙付チラシ、領収書、同送付事務にかかる経費を負担する。
- ②参加団体は、振込用紙付チラシによる寄付依頼活動にかかる経費を負担する。

7. 助成活動

(1) 本会は、次により参加団体の活動に対し助成を行う。

- ① 平成 26 年度静岡県共同募金会助成要綱（地域福祉活動支援事業取扱要領）を準用する。
- ② 助成額は原則として参加団体ごとの募金実績額の範囲内で、当該団体からの申請により配分委員会が承認した額とする。

(2) 助成申請

本会が定める申請用式に必要事項を記載して、添付資料を添えて 5 月 30 日までに静岡県共同募金会事務局あて提出する。（郵送可、締切日必着）

なお、助成申請をもって、参加団体としての参加申請も兼ねる。

8. 募金活動及び助成活動日程

平成 27 年 5 月 30 日 申請書の提出期限

6 月下旬 配分委員会による計画の承認

10 月～12 月 参加団体による共同募金運動の準備

平成 28 年 1 月 参加団体による共同募金運動の開始

3 月 参加団体による共同募金運動の終了

配分委員会で助成の承認

4 月 募金実績に基づく申請内容等の見直しと助成計画の変更

5 月 理事会・評議員会で助成の決定

6 月以降 4 の活動内容による活動

随 時

- ・参加団体による意見・情報交換会の開催
- ・参加団体合同による募金活動